

被 処 分 者	商号又は名称	株式会社ハウスネット
	代表者の氏名	玉井 義一
	免許番号	広島(03)第9894号
	主たる事務所の所在地	東広島市西条栄町9-26
処分の内容	業務停止処分 (7日間：令和5年8月17日から令和5年8月23日まで)	
処分年月日	令和5年7月27日	
処分の根拠条項	宅地建物取引業法第65条第2項第2号	
<p>処分の理由</p> <p>被処分者は、賃貸借物件の契約の媒介業務における重要事項説明について、郵送により書面を交付し、宅地建物取引士をして説明を行わなかった。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第35条第1項に違反するため、同法第65条第2項第2号の規定により令和5年8月17日から令和5年8月23日までの7日間の業務停止処分を行う。</p>		